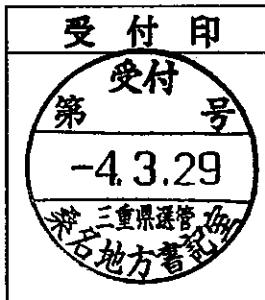


収支報告書



(ふりがな)

1 政治団体の名称

(いしがきともやこうえんかい)

石垣智矢後援会

2 主たる事務所の所在地

三重県員弁郡東員町北大社801

3 代表者の氏名

中村 公一

4 会計責任者の氏名

石垣 光磨

事務担当者の氏名

石垣 沙由美

(電話) 0594-41-2477

(電話)

受付	会計	添付	複写	転記
②	②	②		

資金管理団体の指定の有無

有

公職の種類（現職・候補者等）

資金管理団体の届出を
した者の氏名

無

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項

第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項

第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類

（現職・候補者等）

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に 関する特例の適用期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

(開催分)

政治団体の区分

政 党 党

政 党 の 支 部

政 治 資 金 団 体

政治資金規正法第18条の2

第1項の規定による政治団体

そ の 他 の 政 治 团 体

そ の 他 の 政 治 团 体 の 支 部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

(その2)

収支の状況

1 収支の総括表

収入総額 -----	(②+③) ①	0
(前年からの繰越額) -----	②	0
(本年の収入額) -----	③	0
支出総額 -----	④	0
翌年への繰越額 ----- (①-④) ⑤		0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金額 -----		0
員数 -----		0

(2) 寄附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	0	
[うち特定寄附]	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)	0	
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 ア+イ	0	

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	■	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	■	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	■	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	■	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	■	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	■	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	■	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	■	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	■	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	■	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	■	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	■	

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党の本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 3 月 28 日

政治団体の名称 石垣智矢後援会

会計責任者の氏名 石垣 光麿

 ※1

代表者の氏名

(印)

(※2 代表者氏名は解散に伴う収支報告書にのみ記入すること)

※1 会計責任者本人が署名する場合、会計責任者本人が提出し本人確認書類の提示若しくは提出を行う場合又はその代理人が提出し当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示若しくは提出を行う場合には押印は不要です。

※2 政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名の記載が必要です。また、代表者及び会計責任者本人が署名する場合、代表者及び会計責任者本人が提出し本人確認書類の提示若しくは提出を行う場合又はこれらの者の代理人が提出し当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示若しくは提出を行う場合には押印は不要です。